

令和8年度 第3回地域共生推進ワーキンググループ 摘録

日 時 令和8年7月31日（金）午前10時～午前11時30分
場 所 京都市役所分庁舎 第4会議室
出席委員 志藤部会長、井垣委員、奥本委員、喜多委員、児玉委員、寺内委員、
中野委員、中山委員、藤田委員、吉川委員
事務局 介護ケア推進課 中川課長、山田課長、新井係長、梁川係長、藤井係長

（開会）午前10時

<司会> 藤井係長

<開会あいさつ> 山田課長

<会議成立の報告> 藤井係長

<議題> 総合的な権利擁護支援について

<事務局説明> 資料に基づき説明

<意見交換・質疑>

○論点1

- ・身寄りのない高齢者や判断能力が十分でない高齢者に対する本市の取組における課題及び改善点は何か。
- ・「頼れる身寄りのない高齢者」の課題に対する社会福祉法改正及び成年後見制度に係る社会福祉法・民法の改正を受け、本市が今後検討すべきことは何か

（藤田委員）

以前のWGで一人暮らし高齢者の訪問事業について議論した際にも意見があったが、「頼れる身寄りのない」を「単身」と限定せず、高齢夫婦等の高齢世帯も対象にすることが大切だと考える。できる限り対象者を限定せず、広く利用できる制度になればよい。

後見制度については、自身も市民後見人として活動している。専門職の方が後見人になると費用の問題があるため、親族が後見人となっている方が多いと思うが、市民後見人も優秀な方がたくさんいらっしゃるの、皆さんに知っていたら、市民後見人の利用が進めば良いと思う。

(志藤部会長)

「頼れる身寄りのない高齢者」をどう受け止めて、いかに利用しやすい制度としていくかが課題である。

(喜多委員)

身寄りのない高齢者の問題と、民法改正に伴い成年後見制度が変わることによる体制整備については、いったん分けて考えた方がわかりやすいように思う。

身寄りのない高齢者への支援については、京都市が現在実施している万一あんしんサービス事業では、死後事務は実施されているが、入退院支援は実施されていない。また、日常生活支援は日常生活自立支援事業でカバーされている一方で、日常生活自立支援事業の利用者は万一あんしんサービスを使えない状況である。

他都市の取組では、所得要件等がなく、対象者が限定されていない事業もあるので、京都市において今後、利用対象者の要件をどう考えていくかが課題である。

(吉川委員)

今後、法改正によって新しい事業が拡充される中で、どういう形で事業を実施していくかは京都市と相談しながら進めていくことになると思う。新しい事業では、対象者が広がることになるが、一人暮らしの方＝身寄りのない方というわけではない。一方、親族のいる方であっても、親族に頼れない状態の方もいるため、実際にどれぐらいのニーズが京都市内であるのか、数を把握していただくことは必要だと考えている。

また、利用対象者が増えるとともに、支援内容も広がっていくため、それをカバーできる体制がどれだけ取れるのかも課題であると認識している。

(志藤部会長)

現行の京都市の事業では日常生活自立支援事業と万一あんしんサービス事業が別々の事業として行われているが、今回の社会福祉法の改正では日常生活自立支援事業に加え、死後事務、入所退院事務を一緒にやるという制度になっている。さらに、第二種社会福祉事業として位置づけられ、他の主体も参加できることとなったが、これによりニーズに対しどれだけ実施体制を整備できるかが課題である。一方で、対象を絞りすぎると本当に必要な人のところに制度が届かない可能性もある中、どこまで対象を拡大できるのかが焦点である。

市民へ目を向けたとき、井垣委員が関わっておられる認知症の方にも身寄りのない方がいると思うが、どのように受け止められているか。

(井垣委員)

認知症の人と家族の会が開催する「つどい」に参加される御家族で困っておられる方には成年後見制度を紹介している。一方で、例えば地域包括支援センターからは、支援が必要な方を把握しきれていないところもあるという話も聞く。訪問しても留守で会えない、面談を拒否されるなど、手助けがいると思っても相手の方に受け入れてもらえず、支援が進まないケースも多いと聞いており、状況の把握がまずは大事になるのではないかと思う。

(奥本委員)

以前、施設において身寄りがない方が亡くなった時の対応に非常に困ったことがあったが、今は後見制度を活用するなどにより改善されたと思う。一方で、身寄りがいる中で入所されてもご家族の方が先に亡くなる場合もあり、制度に結びつかず、施設が抱えているケースもある。制度の整備も大事であるが、制度を考えるとときに大切なのは実態とどう結びつけるかだと思う。

また、今一番課題だと思うのは医療行為の同意であり、同意しないと病院は治療してくれないこともあり、整備が必要だと思う。

(中野委員)

地域の方に成年後見人を選任するように勧めても、成年後見人を信用できずに、最後まで拒否をされる方も多い。親族がいるのに何十年も音信不通で身寄りがない状態の方も多く、支援に苦勞している。成年後見人の制度についてまだ市民に浸透していないのではないかと思う。

(寺内委員)

親族が後見人になろうとしたときのハードルが高いと思う。日々の収支や会計報告など専門的な知識のない家族が仕事をしながらでは難しい。身内がいても専門職の後見人に頼ることができるのであれば助かると思う。一方で専門職の方に後見人を頼むと費用がかさむため、家族が担っている状況もあると思うが、将来の不安もある。

先ほどの話にも出ていたが、高齢者二人での生活が、二人だから生活できるとみなされるのは本当にしんどいと思う。单身と同等にみなしてほしいという意見をいろいろな場面で耳にする。

(中山委員)

老人クラブの会員には一人暮らしの方も多く、身寄りのない方も含め意識的に声掛けをして、地域の中で顔見知りの関係づくり、仲間づくりに力を入れて広

げている。ご高齢となり体が思うように動かなくなってきた方や認知症の方もいらっしゃるが、クラブ活動や仲間づくりを通じて地域のつながりの中で日常生活上の助け合いもされている。今回の法改正については、京都市が行っている事業に加えて、入院・入所手続支援などプラスアルファで行うにあたり、受け皿をどうするかという点が一番問題になってくると思っている。

(児玉委員)

薬局は健康な方から認知症の方まで多くの方が利用される中、薬局としてできることはないかという点でこれまでのワーキングでも考えてきたが、本日の議題のような成年後見制度や京都市の事業についてはなかなか知っている薬剤師も少ないと思う。利用者から相談があった時の行政の窓口について確認したい。また、本日の課題に対して薬局として問題提起することは難しいと思うが、権利擁護相談支援センターは医療機関や薬局とつながっている仕組みはあるのか。

(事務局)

行政の問合せの窓口については、高齢者全般の窓口であれば、地域包括支援センターになり、そこから適宜、適切な制度へつなぐ形になる。成年後見制度についてであれば、長寿すこやかセンターの成年後見支援センターを案内いただければ手続きや制度の説明を行っている。

(児玉委員)

先ほど説明された、身寄りがなく後見の申し立てをできる人がいない場合には、地域包括支援センターが支援して手続きをしてもらえるのか。

(事務局)

成年後見制度の申立人がいない場合は、市町村長が申し立てを行う。その窓口は各区役所・支所であるが、地域包括支援センターや成年後見支援センターに相談いただいても区役所につないでいる。

(志藤部会長)

おそらく法改正後の事業の展開を考えても、地域包括支援センターや社会福祉協議会が相談や情報提供の窓口になっていくだろうと思われる。

(中野委員)

社協の中に成年後見支援センターがあることについて、あまり知られていな

いと思う。学区社協や区社協ではなく、市社協にあるので、自身も知らなかった。

(寺内委員)

もっと制度についての広報や説明を細やかにしてもらえれば、それを聞いて安心される方もいるのではないかな。

(志藤部会長)

女性会や民生委員など、地域の集まりで後見制度について学ぶ機会もよいかなと思う。終活「あなたらしく生きていくための備え」のパンフレットも活用されたら良いと思う。

(寺内委員)

後見人がついているのかどうか、近所の方に知らせてもらえれば良いと思う。近所づきあいの中で何かあった時の連絡先があることは大事だと思う。

(井垣委員)

広報の話だが、成年後見制度についての紹介動画があれば良いのではないかな。

(志藤部会長)

動画も広報の工夫としてよい案かもしれない。今後、法改正については政府広報で制度の宣伝もされると思うが、そこで制度についての周知が広がるかもしれない。

いただいたご意見をまとめると、現行制度の周知、理解がなかなか進んでないため、様々な機会に周知の活動を行っていくことが1つ。次に、制度に対する信頼度についてはまだまだ深まっていない。制度の信頼度を上げるための工夫などが必要だということ。また、一番大きな課題は、対象をどう拡大するかである。改正後の制度は身寄りがいないや、判断能力が落ちているというその「状態」に対応する制度設計になっている。一方、現行は状態について、一人暮らしであるといった「形態」で制限をしているところがあり、そこをどういうふうに変えていけるのか、今後の検討が必要。同時に、体制充実をどこまで図れるかが対象拡大と両輪の課題であり、第10期計画と民法改正後の内容に関わってくる。

また、第二種社会福祉事業となる位置づけについては、まだ見えないところがあり、社会福祉協議会以外にも広がるのかについても今後の課題である。

(吉川委員)

対象も事業内容も拡充されるということで社協だけでは担えないこともあり、

その点で他の主体の参入も期待されているところだと思うが、様々な機関に相談の窓口になっていただいたり、終身サポートを行う信頼できる民間事業者がどこまで出てくるかなど、全体をみながら身寄りのない方を支えていく仕組みが作られたら良いと思う。

○論点 2

- ・ 死後事務を含む人生の終い支度、いわゆる終活に関する知識の普及啓発及び実際に取り組む方を増やすために必要な方策は。

(中山委員)

終活に関しては高齢者の間では大きな話題になっており、非常に関心が高い。

事務局説明であったとおり、アンケートで多くの方は死後頼れる身寄りがいるようだが、1割弱の方はいないという結果だった。頼れる身寄りがいない方の中には周りにも相談されていない方もいらっしゃると思う。頼れる身寄りのない方や事業のニーズを持っている方がどれぐらいいるのか、把握したり掘り起こす必要がある。

また、頼れる身寄りのない方が亡くなった際、誰がどのような手続きをする必要があるのか整理したうえで、支援者も含めて情報提供があるとよいと思う。亡くなる前に事前に情報提供や広報ができれば良いと思う。

(藤田委員)

万一あんしんサービス事業については、相談件数が多いにも関わらず、契約者数が少なかった。事業の対象について、一人暮らしであったり、低所得者であったりと限定しており、せっかく相談しても対象ではない。市民の立場としては、所得等に関わらず制度の対象になればと思うし、やはり民間事業者より行政が安心できるというのが市民の思いだと思う。

(志藤部会長)

万一あんしんサービス事業について、相談はされたが新規契約を結ばなかった方に対して、どのように対応するかも大切。

死後については、「人に迷惑をかけないように」などネガティブなイメージが強いが、例えば、死んだあとは長年培ってきたものを社会に還元してほしい、社会に役立ててほしいなど、終活や死後のことについてポジティブに考えていくことも重要と思う。

以上